

それいゆ

いなぎの女性情報誌

内容

- 男女平等推進センターはこんなところです
- オープニングセミナーを開催しました
- 女と男のフォーラムいなぎ2005報告
- 男女平等推進いなぎプランをご存知ですか？



vol. 17
2005

稲 城 市

男女平等推進センターはこんなところです。

この春、消防署の東側にオープンした地域振興プラザ内に、「男女平等推進センター」があるのをご存知でしょうか。

この「男女平等推進センター」は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設として設置されたものです。昭和62年に開催した稲城市婦人関係懇談会の提言を受け、稲城市女性行動計画や第二次、第三次の稲城市長期総合計画にその設置や整備が位置づけられてきました。「女性センターを稲城にも」と願う市民の長年の要望が結実したわけです。

男女平等推進センターには、情報コーナーやキッズルーム、相談室が併設されており、センターを利用される方が目的に応じてこれらの施設を使うことができます。

どんな使い方ができるの？

- ◆男女共同参画に関する図書・行政資料等やインターネットによる情報の収集機能として
- ◆男女共同参画に関する情報誌等の発行やホームページによる情報発信の機能として
- ◆女性の悩み総合相談、DVに関する相談等の相談機能として
- ◆男女共同参画の理念に基づき活動する市民のミーティングの場として
- ◆センターで活動しているお母さん方のお子さんを保育するサポート施設として
- ◆市民と行政の協働事業の場として

いつ使えるの？

- ◆休館日（毎月第2火曜日）を除く午前9時から午後10時までの間
- ◆1団体約2時間を目安とします

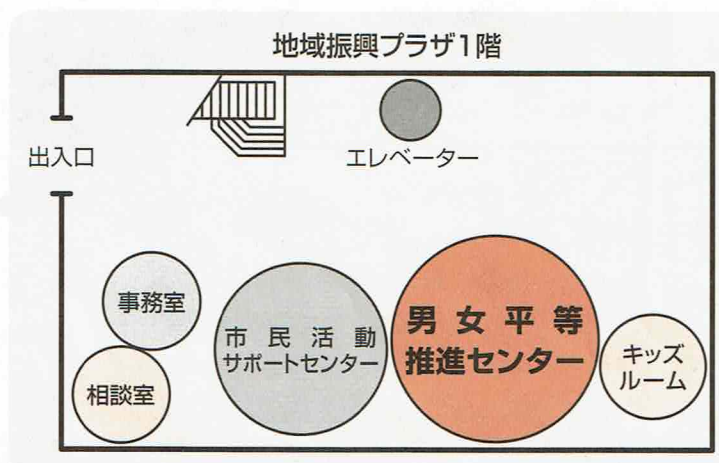
利用の申し込みはどうするの？

- ◆利用の重複を避けるため、予め利用状況を問い合わせてください。空いていれば、いつでもお貸しできます。

男女平等推進センターレイアウト



※京王相模原線「稲城」駅徒歩約7分
※JR南武線「稲城長沼」駅徒歩約12分



「自分らしく輝いて生まよう！ 今どきのワークライフバランスって何だろう？」

男女平等推進センターのオープニングを記念して6月11日に標記のセミナーを地域振興プラザで開催しました。これは、6月が東京都男女雇用平等推進月間であることにより、「男女雇用平等セミナー」を労働相談情報センター八王子事務所と稲城市の共催のもとで実施したものです。

講師に、ジャーナリストで実践女子大学教授の鹿嶋敬氏をお迎えし、日本と欧米諸国とのワーク・ライフ・バランスの取り組みの違い、なぜ日本は合計特殊出生率が低いのか、性別役割分業観が強いのか、そもそもワーク・ライフ・バランスとは何かなどについて興味深い話をさせていただきました。

講演後のアンケートにみる参加者の声を一部紹介します。



※ワーク・ライフ・バランス⇒ 仕事と私生活の両立

参加者の感想

- A** ワーク・ライフ・バランスと社会のあり方、背景など大きく捉えることができた。非常に大切な問題なので、考える必要があると思った。
- B** 子どものいる女性が働くにあたり、男性の家事・育児の協力がとても大切とは思っていたが、もっと当たり前のこととして捉えても良いのだと思った。
- C** 少子化の問題、労働の問題の背景として、国・企業の対策が空回りしていることや、そうした中でなかなか男女の意識が変わっていかないことがわかった。また、取材から得た実感を伴うような数々の情報はとても説得力があった。
- D** ワーク・ライフ・バランスの均整がうまく取れる社会になって欲しいと切に願う。

アンケートの設問より

- ①男女平等推進センターが4月にオープンしたことを知っていた方は、回答者の約60%でした。
- ②回答者の約47%の方が、今後、男女平等推進センターを利用してみたいと答えています。

悩みは一人で抱え込まないで ◆◆◆稲城女性の悩み相談◆◆◆

女性であるが故に辛い思いをしていることはありませんか。

夫や家族、友達にも相談できず困っていることがあれば、「稲城女性の悩み相談」で専門の相談員に悩み事を打ち明けてみましょう。相談員が親身になってあなたの相談に応じます。

男性の方の相談も受け付けます。

相談日	毎月第1、第3水曜日と第4土曜日
時間	10時～16時
相談方法	来所相談または電話相談
費用	無料
申込み	相談日前日までに電話で予約してください。



女と男のフォーラム いなぎ2005報告



女と男のフォーラムいなぎは、1975年の国際婦人年をきっかけに始まり、今回で30年を迎えました。このフォーラムは、市民による実行委員会で企画運営されており、男女共同参画社会をめざして着実に歩み続けています。3月5日、城山文化センターにて「がまんしないで・させないで～気づいていますか?身のまわりの暴力～」をテーマに行われた江原由美子さんの基調講演の要旨を報告します。

基調講演要旨

「がまんしないで・させないで～気づいていますか?身のまわりの暴力～」

江原 由美子 (都立大学人文学部教授)
(開催当時の大学名を用いています)

■講師プロフィール

江原 由美子 (えはら ゆみこ)
社会学者
首都大学東京人文学部教授/女性学専攻
1952年神奈川県生まれ
東京大学大学院社会学研究科修了



皆さん、こんにちは。稲城へは、99年以来6年ぶりにやってきました。今日は「女性に対する暴力」ということで、まず「人権と女性」について概略を話し、次にDVを例にとって話したいと思います。

1. 「女性に対する暴力」とは

・人権と女性

「女性に対する暴力」という言葉を聞いたときに、「何で女性に対する暴力なの?」と思われた方もいると思います。誰でも暴力はいけないと思いますよね。女性に対する暴力だろうが、男性に対する暴力だろうが、悪いことは悪い。それなのになぜ「女性に対する暴力」だけ問題にするのか。暴力の被害者には男性だっていると思っている人もいると思うので、そこから入ります。

そのために必要なのが「人権と女性」という話ですが、どうしたら理想の社会ができるのかわからないくらいにこの問題は難しいです。

なぜ難しいか。先ほど暴力は悪いと言いました。私たちがそれを当然のこととしているのは「人権」という考え方があるからです。「人は生まれながらにして人権をもつ」ということは、人はモノとして扱われたりしないということです。そのひとの精神、人格は他の人では代用できない。だから、その大事な存在である人間をモノのように扱ってはいけない。人権という思想はそこを出発点にします。その「人権」という考え方を前提に出発したのが近代社会です。

「女性と人権」ということで何が問題だったかという、その「人」の中に女性が入っていなかった

という問題です。不思議ですね。生物学的にいえば女性は人類です(笑)。女性から生まれない人間はいないので、女性が人間でなければ、そこから生まれた人が人間であるわけがない。でも、なぜかヨーロッパ社会思想の現実では、女性は人間の中に入っていなかった。ずっと男性の所有物のような位置づけをされてきたということがあって、近代市民社会の基本を作った啓蒙思想の中でも、女性というのは「人」の中に入っていないという前提で社会が成立してしまっただけです。

したがって近代市民革命によって出来上がった社会では、女性は参政権も自由権も持ってませんでした。自由権というのは、身体的自由とか精神の自由、経済活動の自由、財産権などを言います。

では家庭の中ではどうだったかというと、それは夫の自由でした。家族の中は夫が支配するもの、夫の言うことを聞かない女は夫が教育する権利がある。家庭の中は夫がどうやってもいい、ほかの人はそのことに文句をつけませんというプライバシーの考えでした。

この近代市民社会の、夫を家族の代表者として張り付けて、その成員は夫の下にある者として位置づけておくシステムは、なかなかいろいろな意味で矛盾が出ない、破綻しない、逆に言うと非常に強固なシステムでした。そしてこのシステムがあったために、市民革命以降2世紀にわたって女性たちは男性と同等の権利を認められることがありませんでした。

ではいつ認められたのか。婦人参政権が認められたときに、男女平等という考え方ができました。婦人参政権は大事です。政治だけではなく、いろいろなことが婦人参政権とともに進んできました。つまり女性は参政権を与えられ、初めて「人権」の主体として認められたということです。問題は実現

した時代です。日本は1945年の敗戦のとき、ヨーロッパ諸国では1920年代が多いですが、いずれにしても20世紀のことであって非常に新しいことだということを頭においてください。昔から男女平等が当たり前では決してなく、認められて数十年しか経っていないつい最近のことです。時々それを忘れてしまう。(後略)

・なぜ「女性に対する暴力」と言う問題に対する認識の形成がこれほど遅れたのか

<中略>

日本では、DV防止法ができてドメスティック・バイオレンスということが問題になる以前は、たとえば「夫が私を殴る」と警察に行ったとしても、ほとんど受け止めてくれなかった。「家庭内のことは難しいんですよ。下手に手を出すとあとで恨まれちゃったりするからやだね」そういう程度にしか受け止めてくれない。

「女性に対する暴力」と言う問題への認識がどうしてこれほど遅れたかというと、男性が家長として統治する家の中のプライバシーの問題として考えられてきたからです。婦人参政権実現以降も、家庭内の問題は警察が入らないとか、たとえばセクシュアル・ハラスメントの問題も「セクシュアリティの自由」という考え方でずっと処理されてきました。

セクシュアリティの問題、家庭内の問題、プライベートな問題などは「人権」という概念とは別の問題だと考えられていました。暴力を受けて傷んでいる人々に対する支援を社会は何もしないまままきってしまった。そういう領域で被害を受けてきた女性たちは、それらの被害や侵害行為も人権問題なのだときちんと言わないと、女性の人権を守れなくなる。

<後略>

2.ジェンダーと暴力

—DVを事例として—

・暴力の現状

具体的に今度は暴力ということとジェンダーがどう絡むかということを考えてみます。

大雑把に言って「女性に対する」暴力といわれるようなセク・ハラの問題、DVの問題、レイプの問題を事例にして考えていきますと、これらには従来の暴力についての考え方と非常に違う構造が見える。どういうふうが違うのかと言うと、加害者に加害者意識がなく、被害者に被害者意識がない。それどころか被害者の方が被害意識どころか罪悪感を持つことが非常に多いです。そういう不思議な暴力の問題があります。それが「女性に対する暴力」という領域の問題で、ジェンダーと暴力が絡んでいるところだと思います。(後略)

・なぜ暴力から逃れにくいのか

—加害者心理とジェンダー—

はじめに被害者はなぜ逃げないかではなくて、なぜ加害者はDV行為をやってしまうのかということから話します。よく加害者は、「夫は妻をしつける、教育する責任がある」と言います。家のことは俺が決める。俺の言うとおりにさせる。言うとおりにしない奴が悪い と。加害者は妻の行為がきっかけで自分を怒らせて、その責任は妻にあるという論理なんです。

家制度の下では女は所有物のように扱われていた。今でも「嫁にもらう」とか「嫁にやる」とか言います。「コメ不足」みたいに女性を「嫁不足」と言ったりします。そういうモノのように扱う言葉はそこらじゅうに溢れていて、決して意識の上でなくなっているわけではない。これがひとつの構造です。(中略)

・被害者心理とジェンダー

性差別とか人権侵害というのは被害者を非難することになりがちで、被害者にも落ち度があるという議論を仕立ててしまいます。それは被害者を責めるといって本末転倒の議論になりますから、気をつけなければなりません。そのことを認識した上で、被害を受ける女性の側にもジェンダーとの絡みがあるとと言われることがあります。

DV被害者すべての最初の相談はDVそのものではなかったということからわかるように、女性がドメスティック・バイオレンスを受けていることを認識するのは大変難しい。また、一部のDVについて大変巧妙にできているといわれているのが、「暴力のサイクル」と言われるものです。加害者男性は、殴る相手を嫌いなんだと思うでしょうが違います。女性が好き、というよりものすごく執着している。その人がいないと生きていけないぐらいの執着があるからこそDVになっている側面があって、暴力の表れ方がサイクルになってしまうんです。暴力を受けた被害者が詫げる夫を前にすると、ショボンとした姿を自分の問題として捉えてしまい、私がいれば何とかなるかもしれないという思いを掻き立てられる。それもジェンダーです。これが被害者の逃れにくい心理です。

・被害者の周囲の人々の受け止め方とジェンダー

「がまんしないで」は被害者・加害者の問題ですが、「させないで」となると当事者の問題もありますが、周囲の人々の受け止め方が我慢をさせてしまったり被害を訴えにくくさせている側面があります。私たちは家庭内のこと、男女間のこと、セクシュアルなことを言われると戸惑います。何が正しいことかわからないから。話していいのか、聞いていいのか混乱します。だから、聞いても感情的に自分の感覚に反応してしまう。それをそのまま表に

出して「君の話は聞けないよ」と言ってしまったらだめです。

・夫婦一体を前提とする社会構造

社会構造全てが夫婦一体を前提としていると、いろいろな意味で逃げにくい。家は夫婦のものです。年金は夫の名前で来て、別れてしまうと自分に来ない。健康保険は夫の名前で入っていて、それを持っていないと非常に不安です。そうしたことが別れるということの一つ一つ困難にしているわけです。

・子どもの問題

子どもがいるということが逃げにくくなる一番の理由だと多くの方が言います。子どもを抱えたら屋根のあるところで過ごさせたい。逃げたって学校に行かせない訳にはいかない。安定した場所でちゃんと生活できるかどうか そう考えると難しい。さらに成長してから、大学教育を受けさせられないといった教育の問題があります。何百万円もかかる大学は我慢するしかないと思ってしまう人が出て当然です。とすると、子どもに対する責任ということで逃げるのをやめる人もいます。

3. どうしたらよりよい

被害者支援ができるか

・加害者処罰問題と被害者支援問題

では、どうしたらよりよい被害者支援ができるか。セクハラ問題にしてもDV問題にしても、加害者処罰と被害者支援問題は別です。容疑者への慎重、公正な対処は正しいのですが、被害を名乗り出ている人を放置していいということではありません。被害を受けている人は先ず保護されるべきであり、容疑者の加害行為や処罰とは別に、被害者の気持ちを尊重した支援がされるべきです。

そしてもう一つ大事なことは、被害者の声に気づき、聞き取る力を持つことです。ヒトは自分に対

する人権侵害にはささいなことでも怒るのに、他人の人権を侵害していることには残念だけれども無頓着になりやすい。聞き取る力というのは、本当に気をつけていないと身につかない。

・安心して話せる相談環境づくり

これは是非市にがんばってもらって、今度できる(男女平等推進)センターでの相談事業に充分反映していただきたい。被害者の人たちは、相談に来るときにはほとんど社会に対する信頼感を失っています。その人たちの声にひたすら耳を傾けて、いつかは誰かが正義を実現してくれるかもしれないという希望を与えるという点で、相談事業は大事ですので、是非一生懸命やってください。

・他の福祉問題とは異なるDV被害問題の認識

福祉問題においては、夫婦一体を前提とした社会システムが変わらないと、現在の福祉の枠組みはDV被害者にとっては全く役に立たない。つまりDV被害者に対する福祉施策は、他の問題と全く別だという認識の確立が必要です。住宅、就業、資金支援などの多面的な支援と、婦人相談員をはじめ教育、警察、病院、社会福祉関係それらがすべてチームを組んで支援しないとなりません。

DV被害者が被害を押しつけて生きようとする、全てのところで引っかかります。自分の気持ち、周りの人、社会制度、支援する人、警察官、公的機関、それを乗り越え、乗り越えて行かないと逃げられない。それでも私たちはその人に「なぜ逃げないの?」と聞くのでしょうか。それどころか逃げさせないのは誰なのかを聞いたほうがいいと思います。

以上、がまんさせないために……、終わりにいたします。

※このフォーラムの報告書をご希望の方に差し上げます。詳しくは企画部協働推進課までお問合せください。

男女平等推進いなぎプラン(稲城市女性行動計画) をご存知ですか？

1975年にメキシコで開かれた国際婦人年世界会議をきっかけに、稲城市では市と女性市民の協力で「稲城市婦人のつどい」(注1)を開催しました。このつどいから10年が経過した1985年、市では内部組織として「婦人関係連絡協議会」(注2)を設置するとともに、市内の婦人団体によびかけて設置した「稲城市婦人関係懇談会」では、婦人問題に関するあらゆる問題が討議され、1987年には、この懇談会は「稲城市婦人行動計画策定に向けての提言」を市に提出しました。この提言や国、都の諸施策を踏まえて、稲城市は女性関係の施策を総合化、体系化することになり、1990年、第一次の「稲城市女性行動計画」を策定しました。これは、男女平等問題を市の重要課題のひとつとして位置づけ、「男女差別」や「不平等」を解消することを主要な目標に掲げて、市の施策として取り組むことを表明したものです。

平成18年度から第三次女性行動計画が実施されますが、この計画を策定するにあたり、市では、稲城市女性行動計画推進協議会より提言を受けております。この提言により、男女共同参画社会の実現に一歩でも近づくことのできる新しいいなぎプランを策定する予定です。

(注1) 現在実施している「女と男のフォーラムいなぎ」の前身です。

(注2) 1991年に名称を改め、現在の「稲城市女性行動計画推進協議会」に改変されました。

※ 婦人という呼称は、現在は女性と呼び変えられて広く一般的に使われています。

表紙について

表紙の写真は、市内の子育てサークル「日良好(ひよこ)の会」の活動風景です。

「日良好(ひよこ)の会」は、0歳からのアウトドア子育てサークルとして、異年齢集団遊びを通して楽しみながら親子で育ちあうことを目的に活動しています。活動内容は、公園での外遊びやミニハイキング、お泊り会、お楽しみ会などで、高齢の方との食事会も定期的に行っています。

9歳から0歳までの異年齢が混じって遊ぶことにより、子どもも親も共に成長できる交流の場として、今後の活躍が大いに期待されるサークルです。



それいゆ Vol.17

平成17年12月20日発行

編集発行／稲城市企画部協働推進課女性青少年係

稲城市東長沼2112-1(地域振興プラザ内)

TEL 042-378-2112

本誌名の『それいゆ』は、雑誌「青鞥」の創刊の辞として有名な「元始、女性は太陽であった」の太陽の意味です。やさしい響きのフランス語をひらがなに置き換えました。市民からの公募で命名された愛称です。『それいゆ』の発行は、男女平等推進いなぎプランに基づく事業です。